■ 法令上の識別符合

〇 電波法第4条第3号

空中線電力が一ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであつて、次条の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能<u>その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもの</u>で、かつ、適合表示無線設備のみを使用するもの

〇 電波法施行規則第6条の2

法第四条第三号の総務省令で定める機能は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 通信の相手方である無線局からの呼出符号又は呼出名称を受信した場合に限り、通話チャネルの設定を行うもの
- 二 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号に規定する電気通信事業者その他総務大臣が別に 告示する者が管理する<u>識別符号(通信の相手方を識別するための符号であつて、法第八条第一項第三号に規定する</u> <u>識別信号以外のものをいう。以下この条において同じ。</u>)を自動的に送信し、又は受信するもの
- 三 <u>主として同一の構内において使用される無線局の無線設備であつて、識別符号を自動的に送信し、又は受信するも</u> の
- 四 特定小電力無線局の無線設備(電気通信回線に接続しないものに限る。)であつて、利用者による周波数の切替え又 は電波の発射の停止が容易に行うことができるもの
- 五 受信した電波の変調方式その他の特性を識別することにより、自局が送信した電波の反射波と他の無線局が送信した電波を判別できるもの

〇 設備規則第9条の4 (混信防止機能)

- 五 <u>七三・六MHzを超え一、二六〇MHz以下</u>(三一二MHzを超え三一五・二五MHz以下及び四三三・六七MHzを超え四三 四・一七MHz以下を除く。)又は二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用する<u>特定小電力</u> 無線局(施行規則第六条第四項第二号に規定する無線局をいう。以下同じ。)については、次に掲げる機能
 - イ 電気通信回線に接続する場合にあつては、施行規則第六条の二第三号に規定する機能
 - ロ 電気通信回線に接続しない場合にあつては、施行規則第六条の二第三号又は第四号に規定する機能

特定小電力無線局の識別符合について②

〇 電気通信事業法第52条 (端末設備の接続の技術基準)

電気通信事業者は、利用者から端末設備(電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であつて、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含む。)又は同一の建物内であるものをいう。以下同じ。)をその電気通信回線設備(その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして総務省令で定めるものを除く。第六十九条及び第七十条において同じ。)に接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続が総務省令で定める技術基準(当該電気通信事業者又は当該電気通信事業者とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者であつて総務省令で定めるものが総務大臣の認可を受けて定める技術的条件を含む。次項及び第六十九条において同じ。)に適合しない場合その他総務省令で定める場合を除き、その請求を拒むことができない。

〇 端末設備等規則第9条 (端末設備内において電波を使用する端末設備)

<u>端末設備を構成する一の部分と他の部分相互間において電波を使用する端末設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。</u>

- ー 総務大臣が別に告示する条件に適合する<u>識別符合(端末設備に使用される無線設備を識別するための符号で</u> <u>あって、通信路の設置に当たってその照合が行われるものをいう。)を有すること</u>。
- 二 使用する電波の周波数が空き状態であるかどうかについて、総務大臣が別に告示するところにより判定を行い、空き状態である場合にのみ通信路を設定するものであること。ただし、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。
- 三 使用される無線設備は、一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、総務大臣 が別に告示するものについては、この限りでない。

特定小電力無線局の識別符合について③

- 〇 端末設備等規則第9条の規定に基づく識別符合の条件等及び同規則第三十六条の規定により同規則第9条の規定を準用する自営電気通信設備 (郵政省告示第424号)
 - 一 識別符号の符号長は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。

使用する無線設備の区別	識別符号の符号長
三 電波法第四条第三号に規定する無線局であって、電波法施行規則第六条第四項 第二号に規定する特定小電力無線局(以下「特定小電力無線局」という。)の無線設備のうち、平成元年郵政省告示第四十二号(特定小電力無線局の電波の型式及び 周波数並びに空中線電力を定める件)に規定するテレメーター用、テレコントロール 用及びデータ伝送用のもの(キャリアセンスの備付けを要しないものを除く。以下「テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備」という。)	四八ビット以上

二 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によるものとする。

使用する無線設備の区別	使用する電波の周波数が空き状態 であるとの判定の方法
三 テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備	(2) 九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用するものにあっては、受信機入力電力が(一)八〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の場合に判定を行う。

特定小電力無線局の識別符合について④

■ 識別符合の符号長の改正(案)

LPWA等の低速データ通信ニーズの無線システムを踏まえ、現行の識別符合の符号長(48ビット以上)よりも短い符号長を使用するケースも想定されるため、符号長の規定を見直すこととする。

【現行】

48ビット以上



【改正案】

32ビット以上

【既存無線局への影響】

電気通信回線に接続される既存無線システムの識別符合については、現行規定に基づき、48ビット以上の符号長で送信されているものであり、改正案の32ビット以上の符合長に規定を変更したとしても、規定を満足するものであることから、特段支障を与えるものではないと考えられる。

【LPWAの例】

- ・SIGFOXの場合 32ビットの符号長。将来的な導入端末数 により、最大51ビットまで可変。
- LORAの場合32ビットの符号長。

【参考:他の無線システムの識別符合の符号長例】

F > .1 . C = > \/\ (4\)\(\text{A}\) \(\text{A}\) \(\text{A}\) \(\text{A}\) \(\text{A}\)	J 1011
使用する無線設備の区別	識別符号の符号長
微弱無線局	19ビット以上
コードレス電話の無線局	25ビット又は28ビット
特定小電力無線局(体内植込型医療用データ伝送用)	24ビット以上
・特定小電力無線局及び小電力セキュリティシステムの無線局	48ビット以上
・小電力データ通信システムの無線局(2.4GHz帯)	48ビット以上
・小電力データ通信システムの無線局(5GHz帯、24GHz帯、60GHz帯)	19ビット以上
・デジタルコードレス電話の無線局(自営PHS)	29ビット(親機) 28ビット(親機以外)
・デジタルコードレス電話の無線局(DECT)	40ビット(親機) 36ビット(親機以外)
・PHSの陸上移動局	28ビット
・5GHz帯無線アクセスシステムの無線局	19ビット以上
・超広帯域無線システムの無線局	48ビット以上
・700帯高度道路交通システムの無線局	48ビット以上